

## ○令和4年第8回（12月）定例議会提出予定案件の概要

### 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字豊浜地内における交通事故）） （令和4年11月4日専決）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したので同条第2項の規定により報告するものである。

#### 1 相手方

愛知県知多建設事務所

#### 2 事故の概要

令和4年4月14日午後4時20分頃、職員が南知多町大字豊浜地内の道路において、公用車を左折させる際に状況確認を怠り、相手方が管理するガードレールに接触させ、当該ガードレールを損傷させたものである。

#### 3 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 損害賠償の額 金178,823円

(2) 和解の内容

町は、相手方が管理する道路において、交通事故に起因する損傷物の現状復旧をするものとする。

### 議案第55号 人権擁護委員の推薦について

#### 1 提案の理由

人権擁護委員5人の委員の内、1人が令和5年3月31日をもって任期満了となるので、後任の候補者1人を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものである。

### 議案第56号 財産の購入について（タブレット端末機器90台）

#### 1 提案の理由

タブレット端末機器90台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

#### 2 財産の概要

(1) 物品名 タブレット端末機器 90台

(2) 納入場所 南知多町役場総務課

(3) 納入期限 令和5年2月28日まで

(4) 契約金額 金21,687,820円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,971,620円）

(5) 契約の相手方 名古屋市中区栄1-12-17

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

(6) 契約の方法 指名競争入札

### 議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について

## 1 制定の理由

太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与すること及び事業者と地域住民等が良好な関係を保ち事業が行われるようにするため、条例を制定する必要があるからである。

## 2 制定の主な内容

### (1) 事前届出に関する規定

事業の調整を行う事業者は、規則の定めるところによりあらかじめ町長に届出なければならない。(第9条関係)

### (2) 地域住民等への周知及び説明会の開催等に関する規定

事業者は、事業の調整を行う前に地域住民等に対して規則で定める事項を周知し、地域住民等から事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。(第10条関係)

### (3) 地域住民等の協定の締結に関する規定

地域住民等は、事業に対して災害防止等に関し必要な事項について、事業者に協定の締結を求めることができる。(第11条関係)

### (4) 事業計画の届出に関する規定

事業計画の認定通知の写しを町長に提出した事業者は、事業の計画に定める事業に係る工事に着手するまでの間に、再度住民等説明会の開催要請があった場合は、住民等説明会を開催し地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。(第13条関係)

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和5年2月1日

### (2) 適用区分

この条例の規定は、前項の規定による施行の日以後に、次に掲げる事業者が行う事業のうち、第3条に規定する適用事業に適用する。

ア 法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしようとする事業者  
イ 改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしようとする事業者

ウ 前2号以外の事業者のうち許可等の申請等をしようとする事業者

エ 前3号以外の事業者のうち事業（計画策定を除く。）に着手しようとする事業者

### (3) 経過措置

ア この条例の施行の日までに、第3条に規定する適用事業に相当する事業に係る事業の計画について、前項第1号の事業計画の認定の申請をしている事業者又は前項第2号の事業計画の提出をしている事業者は、この条例の趣旨にのっとり、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続等を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。

イ 前項の規定は、この条例の施行の日までに、附則第2項第1号の事業計画の認定の申請又は同項第2号の事業計画の提出をしない場合において、許可等の申請等をしている事業者又は許可等の申請等を要しない事業者のうち事業（計画策定を除く。）に着手している事業者について準用する。

ウ この条例の施行の日までに、附則第2項第2号の事業計画の提出をしていない事業者であって、事業のうち施工に係る工事に着手している事業者は、

第 12 条の規定による調整を経て、当該提出をするまでの間は、当該工事を中止するよう配慮するものとする。

エ この条例の施行の日までに、附則第 2 項第 2 号の事業計画の提出をしていない事業者であって、事業のうち施工に係る工事に着手していない事業者は、第 12 条の規定による調整を経て、当該事業計画の提出をするまでの間は、当該工事に着手しないよう配慮するものとする。

## 議案第 5 8 号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

### 1 制定の理由

安定的な漁業集落排水事業の構築を目指し、地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用するため、条例を制定する必要があるからである。

### 2 制定の内容

- (1) 漁業集落排水事業の設置に関する規定 (第 1 条関係)  
漁業集落排水事業の設置をするものである。
- (2) 地方公営企業法の財務規定等の適用に関する規定 (第 2 条関係)  
地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用するものである。
- (3) 経営の基本に関する規定 (第 3 条関係)  
経営の基本について定めるとともに、漁業集落排水事業の処理施設等について定めるものである。
- (4) 重要な資産の取得及び処分に関する規定 (第 4 条関係)  
地方公営企業法第 33 条第 2 項の規定により、取得及び処分について予算で定めなければならないとされる重要な資産の種類及び金額について定めるものである。
- (5) 議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定 (第 5 条関係)  
地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定による、議会の同意を要する賠償責任について定めるものである。
- (6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関する規定 (第 6 条関係)  
地方公営企業法第 40 条第 2 項の規定により、議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与の受領金額等について定めるものである。
- (7) 業務状況説明書類の作成に関する規定 (第 7 条関係)  
地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の規定による業務状況説明書類の作成について定めるものである。

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日
- (2) 南知多町漁業集落排水事業特別会計設置に関する条例の廃止  
南知多町漁業集落排水事業特別会計設置に関する条例は、廃止する。
- (3) 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例の一部改正  
漁業集落排水事業の設置に伴う基金の積立及び繰替運用に係る規定の改正

## 議案第 5 9 号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

### 1 改正の理由

南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例が令和5年4月1日に施行されることに伴い、南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 条例名の変更

条例名を「南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例」とする。

#### (2) 使用料の算定方法に関する規定 (第10条関係)

漁業集落排水事業の円滑な運営を図るため、漁業集落排水施設使用料を定めるものである。

##### ア 基本使用料 (1月につき)

排水量10立方メートルまで  
1,200円とする。

##### イ 超過使用料 (1月につき)

排水量10立方メートルを超えるもの  
1立方メートルにつき150円とする。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日 令和5年4月1日

#### (2) 経過措置

この条例による改正後の南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に確定する使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して排水施設を使用している場合で、施行日以後初めて確定する使用料については、この限りでない。

### **議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について**

### **議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

以上2議案の提案理由の説明

### 1 改正の理由

人事院は、令和4年8月8日に民間給与との較差を埋めるため、平均0.3%俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行った。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (第6条第2項関係)

#### (2) 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (第4条関係)

期末手当の支給割合について、令和4年12月期は0.05月分引き上げる。  
なお、令和5年6月期及び12月期の支給割合については、均等にする。

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和 4 年度 期末手当	1.625 月 (支給済み)	<u>1.675 月</u> (現行 1.625 月)	<u>3.30 月</u> (現行 3.25 月)
令和 5 年度 期末手当	<u>1.650 月</u>	<u>1.650 月</u>	3.30 月

### 3 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

## 議案第 6 2 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

人事院は、令和 4 年 8 月 8 日に民間給与との較差を埋めるため、平均 0.3% 俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行った。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、一般職の職員の給与改定を実施する。

また、地方公務員法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、定年引上げ後における 60 歳を超える職員の給与に関する特例等に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 給料表の改正 (別表第 1 及び別表第 2 関係)

初任給と若年層に重点を置いて給料月額を平均 0.3% 引き上げるため、別表第 1 及び別表第 2 の給料表をそれぞれ改正する。

#### (2) 勤勉手当の支給割合の改正 (第 21 条第 2 項関係)

再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合について、令和 4 年 12 月期は 0.1 月分引き上げる。

再任用職員の勤勉手当の支給割合について、令和 4 年 12 月期は 0.05 月分引き上げる。

なお、令和 5 年 6 月期及び 12 月期の支給割合については、均等にする。

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和 4 年度 勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	<u>1.05 月</u> (現行 0.95 月)	<u>2.0 月</u> (現行 1.9 月)
令和 5 年度 勤勉手当	<u>1.0 月</u>	<u>1.0 月</u>	2.0 月

#### (3) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定を整備 (第 7 条関係)

#### (4) 60 歳を超える職員の給料月額の特例に関する規定を整備 (附則関係)

#### (5) 字句の整理 (第 15 条から別表第 2 関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行し、第1条の規定は令和4年4月1日から適用する。

(2) 経過措置の主な内容

- ア 勤務延長に関する経過措置を整備 (改正附則第4条関係)
- イ 暫定再任用職員に関する経過措置を整備 (改正附則第5条関係)

### 議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 職員の定年の年齢を65歳とする。 (第3条関係)
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制に係る規定を整備 (第6条から第11条関係)
- (3) 定年前再任用短時間勤務制に係る規定を整備 (第12条関係)
- (4) 定年に関する経過措置に係る規定を整備 (附則関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(2) 経過措置の主な内容

- ア 勤務延長に関する経過措置を整備 (改正附則第2条関係)
- イ 定年退職者等の再任用に関する経過措置を整備 (改正附則第3条関係)
- ウ 定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を整備 (改正附則第8条関係)

### 議案第64号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定(改正)の理由

地方公務員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年の引上げ等に関し、必要な事項を定めるため、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 改正法により、職員の定年が引上げされたことに伴い関連する条例の条文を整備する。
  - ア 南知多町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (第3条関係)
  - イ 南知多町職員の育児休業等に関する条例 (第2条及び第9条関係)
  - ウ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (第2条関係)
- (2) 改正法により、「管理監督職勤務上限年齢制」が導入されたことに伴い関連する条例の条文を整備する。
  - ア 南知多町職員の降給に関する条例 (第2条、第3条及び附則関係)
- (3) 改正法により、「定年前再任用短時間勤務制」が導入されたことに伴い関連する条例の条文を整備する。

ア 南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
(第2条及び第20条関係)

イ 南知多町職員の育児休業等に関する条例  
(第16条、第19条及び第20条関係)

ウ 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
(第2条、第3条、第4条及び第18条関係)

エ 南知多町職員の再任用に関する条例 (廃止)

オ 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (第3条関係)

### 3 施行期日等

(1) 施行期日 令和5年4月1日

(2) 改正後の南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における経過措置

暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)については、南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の2、第7条の2及び第15条から第17条までの規定は、適用しない。

(3) 改正後の南知多町職員の育児休業等に関する条例における経過措置

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する南知多町職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(4) 改正後の南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例における経過措置

暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(5) 改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における経過措置

ア 改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

イ 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、改正後の南知多町職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

**議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第8号)**

**補正額 12,313千円 補正後 8,061,196千円**

◎債務負担行為（追加）

課	事項	期間	限度額
産業振興課	師崎港観光センター周辺整備運営事業	令和5年度から 令和27年度まで	2,989,000千円に、金利変動、物価変動、制度の変更等に伴う増減を加算又は減算した額
学校教育課	南知多中学校通学用バス借上げ及び運行業務委託事業	令和5年度	31,423千円
	南知多中学校通学用バス運転業務委託事業	令和5年度	6,600千円

1 職員人件費

○歳出

①人件費

	△24,129千円
・給料（人事異動等に伴う減）	△12,626千円
・職員手当等（人事異動等に伴う減）	△3,683千円
・共済費（人事異動等に伴う減）	△3,476千円
・会計年度任用職員（共済費の減）	△4,344千円

2 総務課

○歳出

①総務費

	5,591千円
・庁舎等維持管理費 修繕料の増	752千円
・庁舎等整備事業費 工事請負費（保健センター改修工事）の増	4,051千円
・電算一般管理費 委託料（保健センター無線LAN環境構築業務）の増	788千円

3 まちづくり推進室

○歳入

①寄附金 企業版ふるさと納税	500千円
----------------	-------

○歳出

①総務費

・まちづくり推進事業費 報償費（まちづくり講師等報酬）の増	500千円
-------------------------------	-------

4 企画財政課

○歳入

①繰入金 財政調整基金繰入金の減（歳入の財源調整）	△26,498千円
---------------------------	-----------

②町債

	21,000千円
・観光資源保全事業債の増	3,500千円
・内海中学校整備事業債の増	1,500千円
・篠島中学校消火栓配管改修事業債	900千円
・道路橋りょう施設災害復旧債（単独）	14,700千円
・河川施設災害復旧債（単独）	400千円



## 5 建設課

### ○歳入

①諸収入 雑入 (知多建設協議会補助金) 150千円

### ○歳出

#### ①土木費

・土木一般管理費 委託料 (県道奥田内福寺南知多線開通式支援業務) 200千円

②災害復旧費 公共土木施設災害復旧費 3,051千円

・道路橋りょう施設災害復旧費の財源更正 (地方債の増、一般財源の減)

・道路橋りょう施設災害復旧費 工事請負費の増 3,051千円

・河川施設災害復旧費の財源更正 (地方債の増、一般財源の減)

## 6 産業振興課

### ○歳入

①諸収入 雑入 青年就農給付金 (経営開始型) 等返還金の増 449千円

### ○歳出

#### ①農林水産業費

・農業振興対策事業費 償還金、利子及び割引料 (国県支出金等返還金) の増 449千円

②商工費 10,661千円

・観光資源保全事業費 工事請負費 (富士ヶ峰神社避難所トイレ整備工事) の増 1,727千円

・観光施設整備事業費 工事請負費 (内海観光センター解体工事) の増 8,934千円

## 7 住民福祉課

### ○歳入

①国庫支出金 10,590千円

・障害者総合支援給付費の増 10,087千円

・障害児施設措置費 (給付費等) の増 503千円

②県支出金 5,294千円

・障害者総合支援給付費の増 5,043千円

・障害児施設措置費 (給付費等) の増 251千円

### ○歳出

#### ①民生費

・総合支援事業費 扶助費 (介護給付費 (訓練等給付含む) 障害児通所給付費等) の増 21,181千円

## 8 環境課

### ○歳出

#### ①衛生費 知多南部衛生組合分担金

・負担金、補助及び交付金 知多南部衛生組合分担金の減  $\Delta 28,864$ 千円

## 9 保険年金室

### ○歳出

①民生費  
・子ども医療費 扶助費（子ども医療給付費）の増 5,651千円

10 健康子育て室

○歳入

①県支出金 保育所等給食費軽減対策支援金 128千円

○歳出

①民生費 8,948千円

・児童福祉一般管理費 償還金、利子及び割引料（国県支出金等返還金の増） 5,679千円

・保育所一般管理費 委託料（旧師崎保育所用地分筆登記業務） 負担金、補助及び交付金（民間保育所運営費補助金）の増 3,269千円

11 学校教育課

○歳入

①国庫支出金 学校保健特別対策事業費の増 700千円

○歳出

①教育費 9,248千円

・事務局一般管理費 旅費（普通旅費）の増 137千円

・教育振興一般管理費（需用費 使用料及び賃借料 負担金 補助及び交付金）の増 1,689千円

・中学校一般管理費 工事請負費（篠島中学校消火栓配管改修工事）の増 1,265千円

・中学校再編事業費（報償費 委託料 工事請負費 負担金、補助及び交付金）の増 6,157千円

12 議会事務局

○歳出

①議会費 議員給与費 議員期末手当の減 △174千円

**議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）  
（産業振興課）補正額 1,078千円 補正後 95,494千円**

○歳入

①繰越金 繰越金の増 1,078千円

○歳出

①償還金、利子及び割引料 消費税及び地方消費税の増 1,078千円

**議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）  
（水道課）補正額 238千円 補正後 966,178千円**

○収益的支出		
①営業費用		△ 1, 0 2 5 千円
・配水及び給水費の増（人件費）		4 5 6 千円
・総係費の減（人件費）		△ 1、4 8 1 千円
②営業外費用 消費税及び地方消費税の減		△ 2 9 0 千円
○資本的支出		
①建設改良費 配水設備新設改良費の増（人件費）		1, 5 5 3 千円